

国費による犯罪被害者支援弁護士制度の導入を求める意見書

2019年（令和元年）11月22日
日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

国は、現在、当連合会が日本司法支援センターに委託して実施している犯罪被害者法律援助事業について、その援助費用を給付型の国費負担とする、犯罪被害者支援弁護士制度を導入すべきである。

第2 意見の理由

1 はじめに

当連合会は、2012年3月15日付けで「被害者法律援助制度の国費化に関する当面の立法提言」を公表し、当連合会が日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）に委託して実施している犯罪被害者法律援助事業について全面的に国費負担とすべく、総合法律支援法をこれに沿って改正するよう提言した。

その後、2018年1月に総合法律支援法が改正され、DV・ストーカー・児童虐待（特定侵害行為）の被害を現に受けている疑いがあると認められる者に対し、資力の有無を問わず、再被害の防止に関して必要な法律相談を実施するDV等被害者法律相談援助制度が導入されている。

しかし、同制度は特定侵害行為の被害者のみを対象とするものであり、援助の内容も法律相談の実施のみであって、現行の犯罪被害者法律援助事業に比して極めて限定的な制度にとどまっている。

そこで、当連合会は、改めて犯罪被害者法律援助事業に係る費用を全面的に国費負担とし、国費による犯罪被害者支援弁護士制度の導入を求めるものである。

2 弁護士による犯罪被害者支援活動

犯罪の被害に遭うと、それが重大事件であるほど、犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）には、様々な法的支援が必要となる。現在、全国各地の弁護士によって犯罪被害者等への支援活動が行われている。

弁護士による法的支援の例としては、捜査機関による事情聴取への同行が挙げられる。性犯罪等の被害者にとって、警察署等へ赴いて見知らぬ捜査官に被

害体験を供述することは過大な負担となるところ、支援弁護士が同行することによって、このような精神的負担を大幅に軽減することが可能となる。

また、社会の注目を集めるような重大事件の場合、犯罪被害者等が集団的過熱取材に巻き込まれるケースも少なくないところ、事件発生直後から支援弁護士が介入することにより、適切な取材対応が実現され、犯罪被害者等の生活の平穏を保つことができる。

さらに、捜査段階で被疑者の弁護人から犯罪被害者等に対して示談の申入れがあった場合、捜査機関や民間支援団体による援助の提供は困難であるが、法律の専門家である弁護士であれば、示談の法的性質や提示額の当否等を検討し、犯罪被害者等へ適切な助言を行うことが可能である。

このように、弁護士による犯罪被害者等への支援活動は極めて多岐にわたり、そのどれもが犯罪被害者等にとって重要なものとなっている。

3 公的援助制度の不足

犯罪被害者等にとって、弁護士による法的支援は極めて重要なものであるにもかかわらず、弁護士の費用に関する公的な援助制度は、刑事裁判における被害者参加の場面と、加害者に対する損害賠償請求の場面にしか存在しない。

刑事手続において、犯罪被害者等が国費によって弁護士費用の援助を受ける制度としては、国選被害者参加弁護士制度が存在する。この制度は、被疑者・被告人の国選弁護人制度と同様に、国が弁護士の費用を負担する給付型の制度となっている。

しかし、同制度は、刑事訴訟法第316条の34から第316条の38までに規定する行為のみを弁護士に委託するもので、被害者参加以外の行為について弁護士による法的支援を受けようとする犯罪被害者等はこれを利用することができない。

また、同制度は、参加決定を受けた後、すなわち加害者に対する公訴提起があつた後の支援しか対象としておらず、さらに、被害者参加対象事件以外に法的支援を必要とする被害者は援助を受けられないという限定的なものになっている。

4 犯罪被害者法律援助事業の意義

犯罪被害者等が弁護士による法的支援を十分に受けられないという事態は相当ではない。そこで、当連合会では、2007年度から、犯罪被害者法律援助事業を実施している。

犯罪被害者法律援助事業とは、当連合会が総合法律支援法に基づいて法テラスに委託して実施している法律援助事業のうち、犯罪被害者の援助に関するも

のである。

現在、生命、身体、自由又は性的自由に対する犯罪及び配偶者暴力、ストーカー行為による被害を受けた者又はその親族若しくは遺族のうち、一定の資力要件を満たす者を対象に、弁護士による援助の必要性と相当性を要件として、弁護士報酬や費用等を援助するものとなっている。これは、支出された費用について原則として償還を要しない、給付型の制度である。

犯罪被害者法律援助事業は、犯罪被害者等に対し、被害発生後の早い段階から、広範な刑事手続に関わる法的支援を提供しており、犯罪被害者等にとって極めて有用性の高いものとなっている。

そして、その財源は、基本的に当連合会が会員から徴収する特別会費によっている。

5 国費負担の必要性

(1) 現行の犯罪被害者法律援助事業は、上述したその高い有用性から、利用件数が年々増加しており、2008年度の申込件数が法律相談44件、代理援助334件、合計378件であったのに対し、2018年度の申込件数は法律相談230件、代理援助1395件、合計1625件となっており、10年間で4倍以上の増加となっている。

また、当初は利用件数のない地域もあったが、全国各地の弁護士会において対応体制を整備、拡充していった結果、2013年度以降は全ての都道府県で利用されるに至っており、弁護士による法的支援が全国的に拡充している。

これに伴って犯罪被害者法律援助事業に要する費用も増加し、2008年度の支出額が約4500万円であったところ、2018年度には約1億8000万円となり、やはり4倍近い増加となっている。そして、これらの費用は、基本的に当連合会の特別会費によって賄われている。

他方、国が負担する国選被害者参加弁護士の報酬額は、2018年度において1億3100万円（635件）にとどまっている。

(2) 犯罪被害者法律援助事業は、当連合会が、会員の会費から事業費用を支出し、法テラスに業務を委託する形で実施しているが、その利用件数の増加に伴う支出の増加により、常に財源問題を抱えている状況にある。

当連合会では、2011年2月に犯罪被害者法律援助事業の事業費に充てるための特別会費を創設して当面の財源を確保することとし、3年ごとに特別会費の徴収期間を延長して、犯罪被害者法律援助事業の継続を図っている。

しかしながら、10年間で4倍以上もの利用件数の増加は予想以上であり、

今後の利用件数の増大は予測不可能で、いつ財源不足に陥るかも知れず、当連合会として、いつまで事業を存続させられるかは予断を許さない状況となっている。

したがって、犯罪被害者法律援助事業を一日も早く国費負担とすることで、安定的に事業の継続を図る必要がある。

なお、犯罪被害者法律援助事業の国費化に際しては、現行の犯罪被害者法律援助事業と同じく、原則として償還を要しない給付型の制度とすべきである。

6 国費による被害者支援弁護士制度の導入

(1) 諸外国の例を見ると、例えばスウェーデンやフィンランドでは、一定の重大犯罪や性犯罪の被害者には、その資力にかかわらず、捜査段階から公費によって弁護士が付される制度が存在している。

スウェーデンでは、1988年から性犯罪の被害者を対象とする被害者補佐人制度が導入され、1994年には「法定刑に拘禁刑のある犯罪」へと対象が拡大されている。被害者補佐人は弁護士又は弁護士事務所の弁護士補が任命され、捜査と公判の間、被害者に対して特別な支援を提供する。被害者補佐人の費用は国費により、被害者の資力による制限はない。

また、フィンランドでは、重大犯罪や性犯罪の被害者には、被害者の資力を問わず、捜査と公判の間、国費で弁護士が付される。それ以外の犯罪についても、法律扶助協会に所属する弁護士に安価で依頼することができるし、資力の乏しい被害者には無償で弁護士が付されることになる。

(2) そもそも、国費による犯罪被害者支援弁護士制度は、犯罪被害者等基本計画における重要な検討項目の一つとなっている。また、同計画に基づいて設置された「経済的支援に関する検討会」では、犯罪被害者法律援助事業が果たす役割の重要性に鑑みて「犯罪被害者等の支援のためにさらに充実が図られるよう努めるべきである」との最終取りまとめを発表している。

犯罪被害者等基本法は、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」として犯罪被害者等の権利を定めるとともに、「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受け受けることができるよう、講ぜられるものとする」と定めている（同法第3条第1項、第3項）。

犯罪被害者等の権利利益を守るために、弁護士による法的支援が極めて重要である。そうであるとすれば、犯罪被害者等が弁護士による十分な支援

を受けられるよう、弁護士費用の公的な援助制度を設けることは、本来、国の責務と言うべきである。

したがって、国は、犯罪被害者法律援助事業について、その援助費用を給付型の国費負担とする、犯罪被害者支援弁護士制度を導入すべきである。

以上